



2026 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 日本国土開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川 幸生
(コード番号：1887 東証プライム)
問合せ先 サステナビリティ経営本部 大西暁子
(TEL. 03-6777-7881)

従業員持株会向け事後交付型株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対するインセンティブ制度として日本国土開発持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて従業員に対して当社普通株式を付与する制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、中長期的な企業価値向上を支える人的資本投資の一環として、従業員に対し、本持株会を通じた当社普通株式の取得機会を拡充するものです。本制度により、従業員の資産形成を支援するとともに、当社の成長と自らの業務とのつながりに対する理解を深め、経営への参画意識および中長期的な業績向上への貢献意識を高めることを目指します。これを通じて、中期経営計画の着実な遂行および持続的な企業価値向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。

2. 本制度の概要

本制度においては、当社は本持株会に加入する従業員のうち本制度に同意する者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、当社が予め定める評点付与対象期間における対象従業員毎の拠出状況に応じて、評点付与対象期間の満了後に評点を付与します。評点付与後当社は、当該評点に応じて当社の普通株式を付与するための特別奨励金として金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）を対象従業員に支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会へ拠出します。

本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資し、当

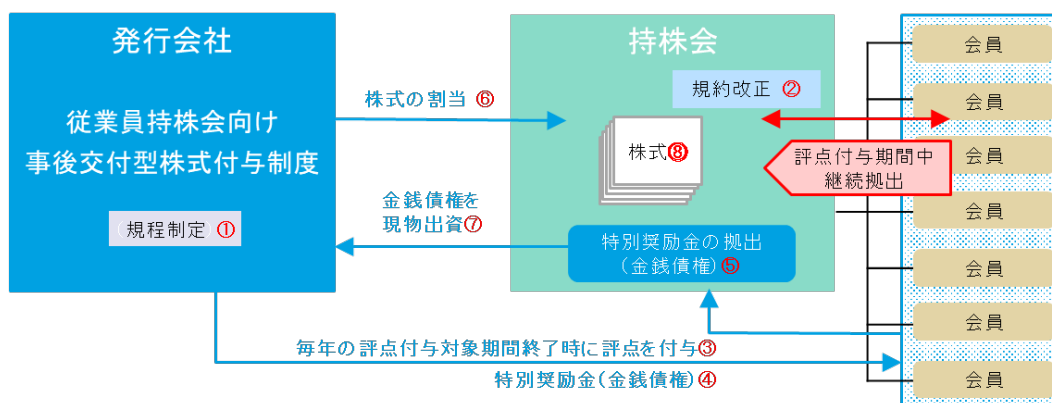
社は、新株式の発行又は自己株式の処分を行います。

なお、割り当て対象となる本持株会における持分の配分及び管理は、本持株会の事務委託先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて行うものとします。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- (1) 当社は、対象従業員に対し、各評点付与対象期間の評点に応じて本特別奨励金（金銭債権）を付与することなどを定めた規程を制定します（①）。
- (2) 本持株会は、本持株会の規約を改正し、対象従業員に対する本特別奨励金の付与に関する規定等を定めます（②）。
- (3) 当社は、対象従業員に対して、年に1回（評点付与対象期間終了時）、評点付与対象期間中の本持株会への拠出状況に応じて評点付与対象期間終了時における評点を付与（③）し、当社は、対象従業員に対して、当該評点に応じた本特別奨励金（金銭債権）を付与します（④）。
- (4) 対象従業員は、当該金銭債権を持株会に拠出します（⑤）。
- (5) 当社は、本持株会に新株式発行又は自己株式処分の方法により普通株式を割り当てます（⑥）。
- (6) 本持株会は、当社に対し、対象従業員から拠出された金銭債権を現物出資します（⑦）。
- (7) 割り当てられた当社普通株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した持株会名義の証券口座へ入庫され、対象従業員が拠出した本特別奨励金（金銭債権）に応じて対象従業員の持分として管理します（⑧）。



以上